

臨床調査個人票の作成について

1 臨床調査個人票の様式

必ず指定された様式をご使用ください。様式は下記の厚生労働省ホームページよりダウンロードしてください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

2 指定難病医療費助成制度の対象疾病と認定基準

(1) 対象患者は厚生労働省の定める疾患ごとの①診断基準と②重症度分類の両者を満たした場合に認定とされます。対象疾病および①②の基準については厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

(2) (1)に該当しない場合であって、症状の程度が疾病ごとの重症度分類の基準に該当しない軽症者も（診断基準を満たす必要はありません）「高額な医療の継続（軽症高額特例）※」に該当する場合は、医療費助成の対象となります。

※「軽症高額特例」とは、医療費総額が33,330円を超える月が、支給認定申請月以前の12月以内に3回以上ある場合をいいます。

3 臨床調査個人票の作成に当たっての留意事項

(1) 福井県では指定医の作成した臨床調査個人票の内容を基に、患者が対象疾病および国の認定基準に該当するかを審査しています。書面による審査となりますので、記載に当たっては以下の点について御留意くださるようお願いいたします。

- ① 臨床調査個人票の必要な項目（鑑別診断、診断のカテゴリおよび、重症度分類に関する事項等）について漏れないように記載してください。
- ② 診断のカテゴリと根拠となる所見や検査結果等は矛盾しないように記載してください。
- ③ 厚生労働省の定める指定難病の認定基準は、学会の診断基準や臨床診断と一致しない場合があるので、御注意ください。
- ④ 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等については、診断基準等に特段の規定がない場合は、いずれの時期のものを用いても差し支えありません。また、記入する事項全般については、臨床調査個人票を作成する指定医が、有効な情報であると判断できるものであれば、他院の情報に基づくものでも構いません。他院での情報が必要な場合は、医師間または医療機関間で連絡の上、入手してください。
- ⑤ 厚生労働省の定める指定難病の重症度分類は、臨床調査個人票作成時の直近6か月間で最も悪い状態を記入願います。
- ⑥ 重症度分類は、毎年更新時に審査し、重症度分類に該当しなくなった場合は不認定となります。ただし、その場合でも診断基準を満たしており、かつ「軽症高額特例」に該当すれば医療費助成の対象となります。

裏面へつづく

- ⑦ 原則、鑑別すべき疾患は全て鑑別する必要があります。また、「鑑別診断」の項目で、「全て除外可」であっても個々の疾患全てに☑を入れてください。

(具体例)

【誤】

鑑別診断

<input checked="" type="checkbox"/> 1. すべて除外可	<input type="checkbox"/> 2. 除外不可	<input type="checkbox"/> 3. 不明	
<input type="checkbox"/> 1. A病	<input type="checkbox"/> 2. B症候群	<input type="checkbox"/> 3. C症	<input type="checkbox"/> 4. D症
<input type="checkbox"/> 5. EF病			

【正】

鑑別診断

<input checked="" type="checkbox"/> 1. すべて除外可	<input type="checkbox"/> 2. 除外不可	<input type="checkbox"/> 3. 不明	
<input checked="" type="checkbox"/> 1. A病	<input checked="" type="checkbox"/> 2. B症候群	<input checked="" type="checkbox"/> 3. C症	<input checked="" type="checkbox"/> 4. D症
<input checked="" type="checkbox"/> 5. EF病			

- ⑧ 「人工呼吸器等装着者（月額自己負担上限額1,000円）」の適合は、人工呼吸器を使用中で『離脱の見込みなし』『一日中施行』『生活状況における全項目で、部分介助または全介助』の方です。
- ⑨ 臨床調査個人票末尾の指定医番号記載欄には指定医番号を記載してください。（主たる勤務先を管轄する都道府県から交付された指定書の指定医番号を記載してください。）
- ⑩ 臨床調査個人票の内容に不備や疑義がある場合は、審査を保留し福井県より指定医の方に確認をお願いする場合があります。その場合、直接医療機関に保留通知および臨床調査個人票を送付いたしますので、適切な対処をお願いします。
- ⑪ 厚生労働省でOCR（光学式文字読取装置）での読み取りによる調査研究を行っており、読み取りの精度の維持のため、臨床調査個人票の余白への記載は行わないでください。